

## 四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、宅配ボックスを設置することにより、宅配物の対面受取による新型コロナウイルス感染症の濃厚接触を防ぐとともに、再配達に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、宅配ボックスを購入し、及び設置した者に対し、当該年度の予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内にある次に掲げる住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）で、自己の居住の用に供するものをいう。

ア 一戸建ての住宅

イ 共同住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）

(2) 宅配ボックス 宅配物を収納し、家人に代わって受け取ることを目的として制作販売された容器で次のいずれにも該当するもの

ア 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が少なくとも100cm以上の宅配物が収納可能なもの

イ 耐久性を備え、盗難防止のためワイヤー又はアンカー等で固定されたもの

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 当該年度に未使用品の宅配ボックスを購入し、使用できるように自ら居住している住宅又はその敷地内に設置した者であること。（住宅の所有者から設置の同意が得られている者を含む。）

(2) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 自らが属する世帯全員が市税を滞納していない者であること。

(4) 当該住宅に居住する者が四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの設置に係る費用のうち、宅配ボックス及び盗難防止のための固定具等の購入にかかる費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10,000円のいずれか低い額とする。

3 補助金の交付対象となる宅配ボックスの基数は、補助対象者の属する世帯につき1台とする。

4 補助金の交付の回数は、補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書（購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの）の写し

(2) 宅配ボックス設置後の状況が確認できる写真

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、当該補助申請者に通知し、交付決定とした場合は補助金を交付するものとする。

(実績報告等の特例)

第8条 規則第12条に規定する実績報告については、第6条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、前条に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

(交付方法)

第9条 補助金の交付方法は、補助申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第7条の規定により通知を受けた者（以下「受給者」という。）が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者であると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。